

# 市原市立地適正化計画 届出の手引き

## 立地適正化計画について

市原市では、人口減少・超高齢社会にあっても、いつまでも暮らしやすいコンパクトなまちづくりを目指し、「立地適正化計画」を策定しました。

従来の都市計画法制に基づく土地利用規制に加え、届出・勧告や支援制度による緩やかなコントロール手法により、時間をかけながら一定の区域に人口や都市機能を誘導していくことを目指します。

### ■ 立地適正化計画で定めたもの

立地適正化計画には、概ね以下に掲げる事項を記載しています。

- ・ **計画区域** 市原都市計画区域全域

- ・ **まちづくりの方針**

「都市の賑わい・交流、市民が安心できる生活の実現に向けた持続可能なまちづくり」

- ・ **居住誘導区域**

人口が減少しても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活のサービスや公共交通、また地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

- ・ **都市機能誘導区域**

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

(居住誘導区域及び都市機能誘導区域の区域図は10ページ)

- ・ **誘導施設**

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設)

(誘導施設一覧は8ページ)

### ■ 届出制度について

立地適正化計画の公表により、区域内では、次ページ以降で説明する届出義務が生じます。宅地建物取引業法に基づく重要事項説明の対象ですので、宅地建物取引事業者の皆様はご留意ください。

## 居住誘導区域外における建築等の届出について

### ■ 届出制度の趣旨

居住誘導区域外における一定規模の住宅開発等の動きを市が把握できるようにするため、都市再生特別措置法（以下「法」といいます。）において届出制度が定められています。

### ■ 届出の対象となる行為

市原市立地適正化計画の区域内（市原都市計画区域内）の居住誘導区域外の区域において、以下の行為を行う場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられています（法第88条第1項）。

#### ○ 開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例※で定めたものの建築目的で行う開発行為

①の例示

3戸の開発行為



②の例示

1,300㎡

1戸の開発行為



800㎡

2戸の開発行為



#### ○ 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

①の例示

3戸の建築行為



1戸の建築行為



都市再生特別措置法施行規則（以下「省令」）別記様式第10で届出

省令別記様式第11で届出

※ 平成30年7月現在、条例は定めていません。

## ■ 変更の届出

届出をした事項を変更しようとするとき（変更により届出を要しない行為になる場合を除く。）は、変更に係る行為に着手する日の３０日前までに市長への届出が義務付けられています（法第８８条第２項）。



省令別記様式第 12 で届出  
添付図書 ２ページそれぞれの場合と同様

## ■ 届出書類

行為を行う３０日前までに下記の表のとおり御提出ください。

| 届出対象     | 届出書類        |                                                           | 備考                    |
|----------|-------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------|
| 開発行為の場合  | 届出書（様式第 10） |                                                           |                       |
|          | 添付図書        | ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設（道路、公園、広場、下水道等）を表示する図面 | 位置図等<br>縮尺 1/1,000 程度 |
|          |             | ②設計図                                                      | 縮尺 1/100 以上           |
|          |             | ③その他参考となるべき事項を記載した図書                                      |                       |
|          |             | ④委任状                                                      | 代理人に委任する場合            |
| 建築等行為の場合 | 届出書（様式第 11） |                                                           |                       |
|          | 添付図書        | ①敷地内における住宅等の位置を表示する図面                                     | 配置図<br>縮尺 1/100 程度    |
|          |             | ②住宅等の２面以上の立面図及び各階平面図                                      | いずれも<br>縮尺 1/50 以上    |
|          |             | ③その他参考となるべき事項を記載した図書                                      | 位置図等                  |
|          |             | ④委任状                                                      | 代理人に委任する場合            |
| 変更の届出    | 届出書（様式第 12） |                                                           |                       |
|          | 添付図書        | 上記のそれぞれの場合と同様                                             |                       |

## ■ 届出の要否判断

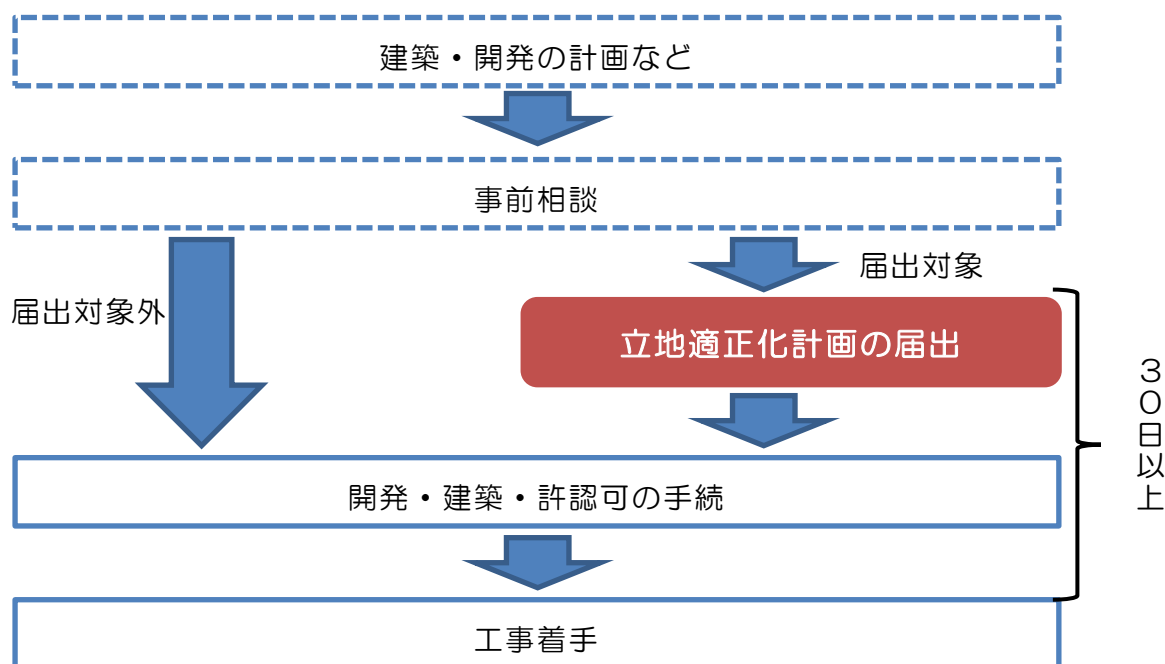
| 行為の種類 | 住居の戸数等             | 市街化区域  |         | 市街化調整区域 |
|-------|--------------------|--------|---------|---------|
|       |                    | 居住誘導区域 | 居住誘導区域外 |         |
| 開発行為  | 3戸以上               | 不要     | 必要      | 必要      |
|       | 3戸未満かつ<br>1,000㎡以上 | 不要     | 必要      | 必要      |
|       | 3戸未満かつ<br>1,000㎡未満 | 不要     | 不要      | 不要      |
| 建築行為  | 3戸以上               | 不要     | 必要      | 必要      |
|       | 3戸未満               | 不要     | 不要      | 不要      |

## ■ 届出を要しない行為

法第88条第1項各号及び都市再生特別措置法施行令（以下「政令」）第34条、第35条に掲げる行為については、届出不要です。

## ■ 届出時期について

法律で定められた「行為に着手する日の30日前まで」を遵守していただくほか、制度の趣旨を踏まえ、原則として、開発行為の許可申請（事前協議申請）や建築確認申請よりも前に届出をお願いいたします。



## 都市機能誘導区域外における建築等の届出について

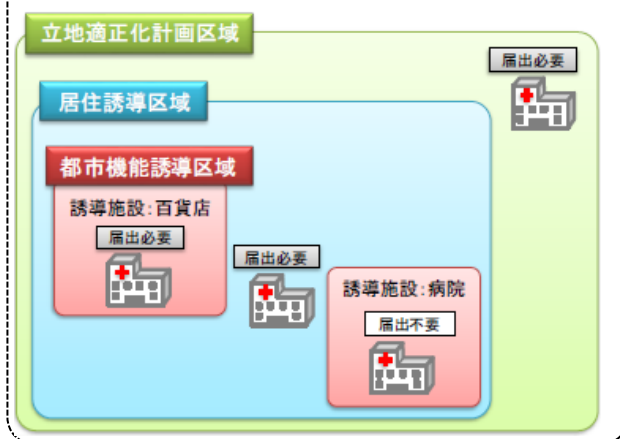
### ■ 届出制度の趣旨

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備状況を市が把握できるようにするため、都市再生特別措置法において届出制度が定められています。

### ■ 届出の対象となる行為

市原市立地適正化計画の区域内（市原都市計画区域内）において、同計画に掲げる誘導施設について以下の行為を行おうとする場合（当該誘導施設の立地を誘導するものと位置づけられた都市機能誘導区域内で行おうとする場合を除く。）には、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられています（法第108条第1項）。

※イメージ 病院の場合の例



#### ○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

省令別記様式第18で届出

#### ○開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物の新築
- ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

省令別記様式第19で届出

### ■ 変更の届出

届出をした事項を変更しようとするとき（変更により届出を要しない行為になる場合を除く。）は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられています（法第108条第2項）。

省令別記様式第20で届出

## ■ 届出書類

行為を行う 30 日前までに下記の表のとおり御提出ください。

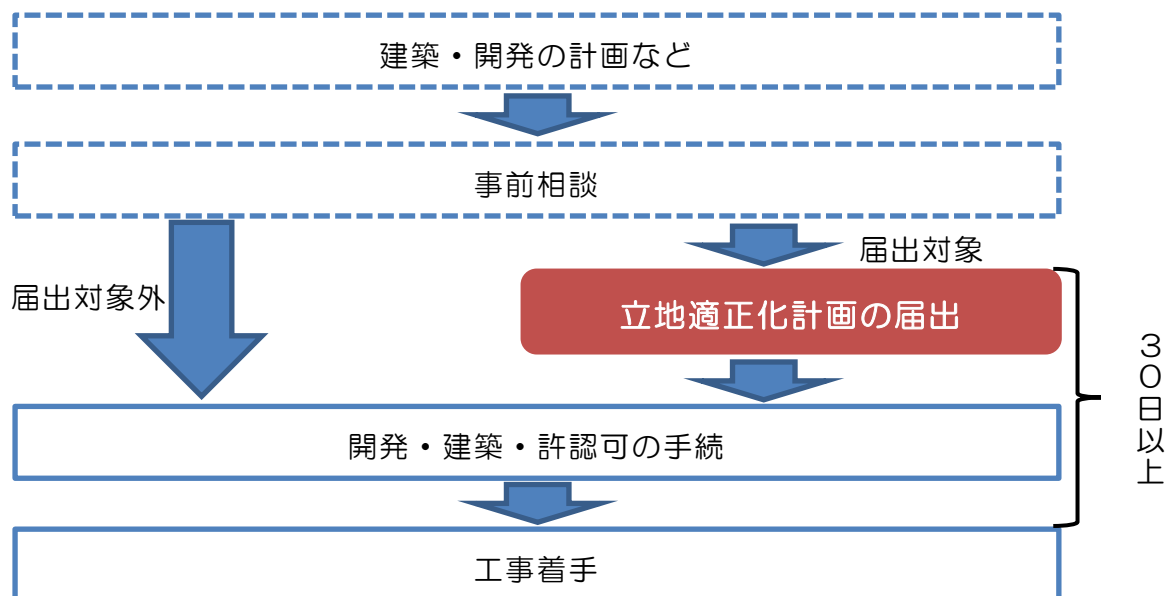
| 届出対象      | 届出書類        |                                                           | 備考                    |
|-----------|-------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------|
| 開発行為の場合   | 届出書（様式第 18） |                                                           |                       |
|           | 添付図書        | ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設（道路、公園、広場、下水道等）を表示する図面 | 位置図等<br>縮尺 1/1,000 程度 |
|           |             | ②設計図（設計平面図、計画平面図）                                         | 縮尺 1/100 以上           |
|           |             | ③その他参考となるべき事項を記載した図書                                      |                       |
|           |             | ④委任状                                                      | 代理人に委任する場合            |
| 開発行為以外の場合 | 届出書（様式第 19） |                                                           |                       |
|           | 添付図書        | ①敷地内における住宅等の位置を表示する図面                                     | 配置図<br>縮尺 1/100 程度    |
|           |             | ②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図                                    | いずれも<br>縮尺 1/50 以上    |
|           |             | ③その他参考となるべき事項を記載した図書                                      | 位置図等                  |
|           |             | ④委任状                                                      | 代理人に委任する場合            |
| 変更の届出     | 届出書（様式第 20） |                                                           |                       |
|           | 添付図書        | 上記のそれぞれの場合と同様                                             |                       |

## ■ 届出を要しない行為

法第 108 条第 1 項各号及び政令第 35 条に掲げる行為については、届出不要です。

## ■ 届出時期について

法律で定められた「行為に着手する日の30日前まで」を遵守していただくほか、制度の趣旨を踏まえ、原則として、開発行為の許可申請（事前協議申請）や建築確認申請よりも前に届出をお願いいたします。



## 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出について

### ■ 届出制度の趣旨

都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の状況を市が把握できるようにするため、都市再生特別措置法において届出制度が定められています。

### ■ 届出の対象となる行為

市原市立地適正化計画の都市機能誘導区域内において、同計画に掲げる誘導施設について、休止し、又は廃止しようとする場合は、休止し、又は廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が義務付けられています（法第108条の2第1項）。

### ■ 届出書類

行為を行う30日前までに下記の表のとおり御提出ください。

| 届出対象       | 届出書類       |      | 備考                         |
|------------|------------|------|----------------------------|
| 届出<br>休廃止の | 届出書（様式第21） |      |                            |
|            | 添付         | 原則不要 | 必要に応じて位置図等の提出をお願いする場合があります |

## ■ 誘導施設

誘導施設の一覧は下表のとおりです。（●＝その地区における誘導施設）

| 誘導施設   |                  | 拠点             |                |                 |                 |                      |                      |          |                |
|--------|------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------------|----------------------|----------|----------------|
|        |                  | 中心都市拠点         |                | 都市拠点            |                 | 地域拠点                 |                      | 生活拠点     |                |
|        |                  | ①<br>五井駅<br>周辺 | ②<br>市役所<br>周辺 | ③<br>八幡宿<br>駅周辺 | ④<br>姉ヶ崎<br>駅周辺 | ⑤<br>ちはら<br>台駅<br>周辺 | ⑥<br>上総牛<br>久駅<br>周辺 | ⑦<br>辰巳台 | ⑧<br>うるい<br>ど南 |
| 医療機能   | 病院               | ●              | -              | ●               | ●               | -                    | -                    | ●        | -              |
|        | 診療所              | ●              | ●              | ●               | ●               | ●                    | ●                    | ●        | ●              |
| 行政機能   | 市役所              | -              | ●              | -               | -               | -                    | -                    | -        | -              |
|        | 支所               | ●              | -              | ●               | ●               | ●                    | ●                    | ●        | -              |
| 公共機能   | 劇場、公会堂、<br>ホール等  | ●              | ●              | -               | -               | -                    | -                    | -        | -              |
|        | コミュニティ施<br>設・公民館 | ●              | ●              | ●               | ●               | ●                    | ●                    | ●        | -              |
| 福祉機能   | 福祉拠点施設           | ●              | ●              | ●               | -               | -                    | -                    | -        | -              |
|        | 地域包括支援<br>センター   | ●              | ●              | ●               | ●               | ●                    | ●                    | ●        | -              |
|        | 保健センター           | ●              | -              | -               | -               | -                    | -                    | -        | -              |
|        | 地域活動支援<br>センター   | ●              | -              | -               | -               | -                    | -                    | -        | -              |
| 子育て機能  | 子育てネウボラ<br>センター  | ●              | -              | -               | -               | -                    | -                    | -        | -              |
|        | 子育て支援<br>センター    | ●              | ●              | ●               | ●               | ●                    | -                    | -        | -              |
|        | 認定こども園・<br>保育所   | ●              | ●              | ●               | ●               | ●                    | ●                    | ●        | ●              |
|        | 幼稚園              | ●              | ●              | ●               | ●               | ●                    | ●                    | ●        | ●              |
| 教育文化機能 | 大学・専修学<br>校・各種学校 | ●              | -              | ●               | -               | ●                    | -                    | -        | ●              |
|        | 小学校・中学校          | ●              | ●              | ●               | -               | ●                    | -                    | -        | -              |
|        | 中央図書館            | ●              | -              | -               | -               | -                    | -                    | -        | -              |
| 商業機能   | ショッピング<br>モール    | ●              | -              | -               | -               | ●                    | -                    | -        | -              |
|        | スーパー等            | ●              | ●              | ●               | ●               | ●                    | ●                    | ●        | ●              |

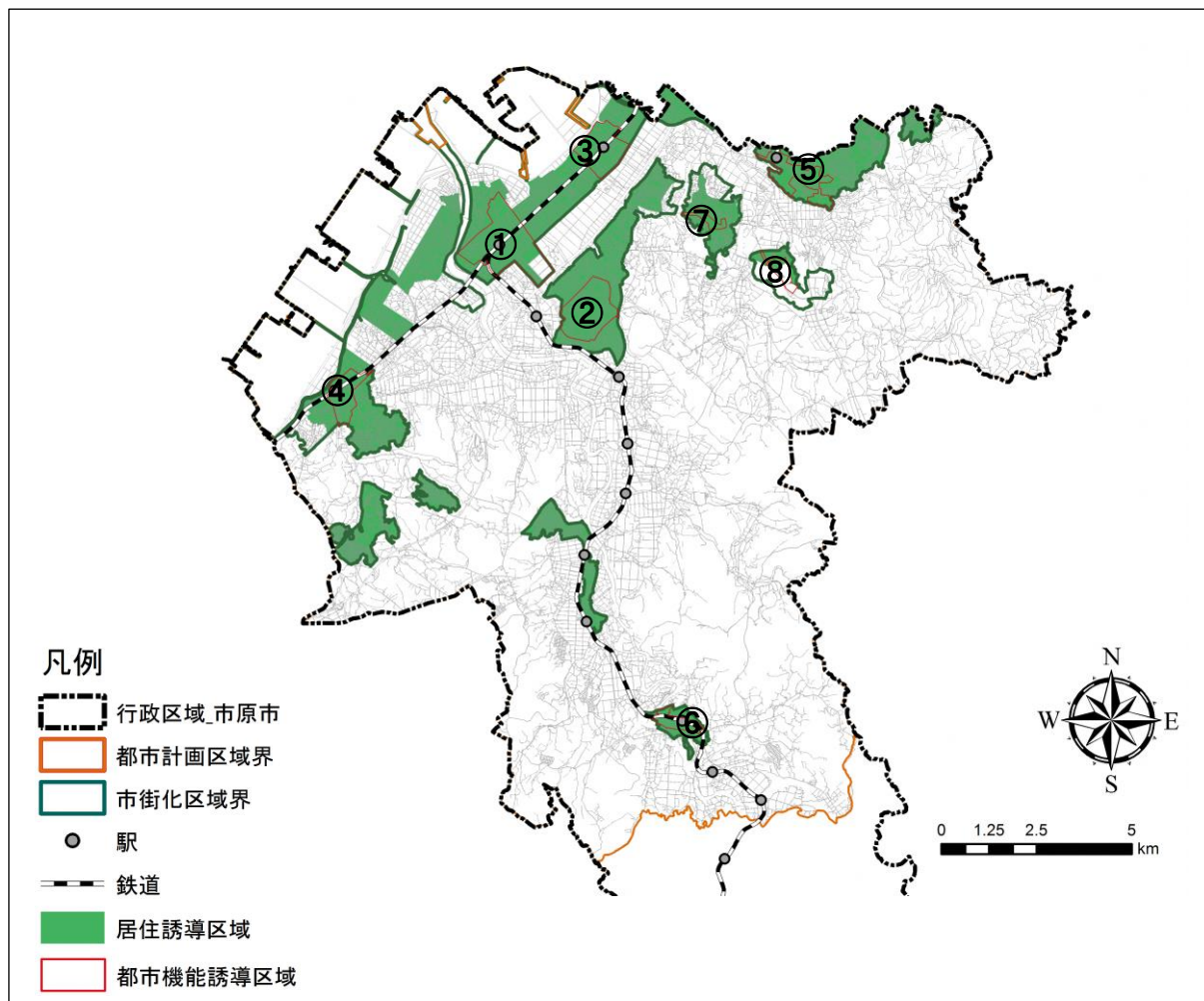
## ■ 誘導施設の定義

誘導施設の定義の一覧は下表のとおりです。

| 誘導施設   |              | 根拠法・対象施設                                                                                               |
|--------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療機能   | 病院           | 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの                                                   |
|        | 診療所          | 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの                                                  |
| 行政機能   | 市役所          | 地方自治法第 4 条第 1 項に規定する事務所                                                                                |
|        | 支所           | 地方自治法第 155 条第 1 項に規定する支所                                                                               |
| 公共機能   | 劇場、公会堂、ホール等  | 収容人数 400 人以上のホール・会議室を有する施設                                                                             |
|        | コミュニティ施設・公民館 | 社会教育法第 20 条に規定する公民館その他一般住民が利用できるホール・会議室を有する施設                                                          |
| 福祉機能   | 福祉拠点施設       | 老人福祉法第 20 条の 7 に規定する老人福祉センター、身体障害者福祉法第 31 条に規定する身体障害者福祉センター、市原市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第 2 条に規定する保健福祉センター |
|        | 地域包括支援センター   | 介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター                                                                       |
|        | 保健センター       | 地域保健法第 18 条に規定する市町村保健センター                                                                              |
|        | 地域活動支援センター   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 27 項に規定する地域活動支援センター                                                 |
| 子育て機能  | 子育てネウボラセンター  | 妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うため、母子保健、母子の栄養指導等を行う施設                                                           |
|        | 子育て支援センター    | 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う事業所                                                              |
|        | 認定こども園       | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園                                                 |
|        | 保育所          | 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所                                                                               |
|        | 幼稚園          | 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園                                                                                     |
| 教育文化機能 | 大学、専修学校、各種学校 | 学校教育法第 1 条に規定する大学、第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条に規定する各種学校                                                   |
|        | 小学校、中学校      | 学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校                                                                                 |
|        | 中央図書館        | 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館                                                                                 |
| 商業機能   | ショッピングモール    | 大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積（以下「店舗面積」）が 10,000 ㎡を超える商業施設                                              |
|        | スーパー等        | 店舗面積が 1,000 ㎡を超え、住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する店舗                                                             |

## 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

都市機能誘導区域及び居住誘導区域は下図のとおりです。詳細な境界等については、窓口等でご確認ください。



### ○都市機能誘導区域

| 区域       | 役割                                             | 拠点     |
|----------|------------------------------------------------|--------|
| ①五井駅周辺   | 本市における都市活動の中心的な役割を果たす拠点                        | 中心都市拠点 |
| ②市役所周辺   |                                                |        |
| ③八幡宿駅周辺  | 人口密度や就業者密度が高く、日用品の購入や医療等の日常的な生活がほぼ満たされる拠点      | 都市拠点   |
| ④姉ヶ崎駅周辺  |                                                |        |
| ⑤ちはら台駅周辺 | 人口密度が高く、都市機能が一定程度集積し、かつ、圏域内で不足するサービスも享受できる拠点   | 地域拠点   |
| ⑥上総牛久駅周辺 |                                                |        |
| ⑦辰巳台     | 一定の人口密度及び日常生活を支えるスーパー等を有し、圏域内で不足するサービスも享受できる拠点 | 生活拠点Ⅰ  |
| ⑧うるいど南   |                                                |        |

## 市原市立地適正化計画 届出に関する Q & A

|            |                                                                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【1】</b> | <b>届出の対象となる区域について</b>                                                                                                       |
| Q1         | 各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。                                                                                                        |
| A1         | 大まかな区域については市原市役所ホームページ上の「いちほらマップ」で確認できます。また、同ホームページの「市原市立地適正化計画に伴う届出制度について」のページに区域を示した図面を掲載しています。<br>なお、詳細は拠点形成課までお問合せください。 |
| Q2         | 敷地が誘導区域内外にわたる場合に、届出は必要ですか。                                                                                                  |
| A2         | 一体的に利用される敷地について、一部でも誘導区域内にかかっている場合には、届出は不要です。                                                                               |
| Q3         | 都市計画区域外では届出は必要ですか。                                                                                                          |
| A3         | 都市計画区域外は立地適正化計画区域外となるため、届出は必要ありません。                                                                                         |

|            |                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【2】</b> | <b>届出の対象となる行為等について</b>                                                                                      |
| Q1         | 届出対象となる「住宅」とはどのようなものですか。                                                                                    |
| A1         | 「住宅」とは一戸建住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。詳しくは建築基準法における住宅の取扱いをご参考ください。                                                  |
| Q2         | サービス付高齢者向け住宅や社宅についても「住宅」に該当しますか。                                                                            |
| A2         | 実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」として取り扱います。                                                               |
| Q3         | 3戸の建売住宅を同時期に建築する予定ですが、届出の対象になりますか。                                                                          |
| A3         | 申請者及び着工日が同一で、隣接する土地に建築する場合には届出の対象になります。なお、2戸の長屋と1戸の戸建住宅を建設する場合なども届出対象となる場合がありますので、届出の必要性の有無について、事前にご相談ください。 |
| Q4         | 開発行為を行った上で誘導施設を建築する場合については、開発行為の前に届出をすればよいのですか。                                                             |
| A4         | 開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要となります。                                                                               |
| Q5         | 仮設建築物は届出対象になりますか。                                                                                           |
| A5         | 仮設建築物は届出対象になりません。期間限定の催し物等において、一時的に誘導施設の用途となる場合も対象となりません。また、仮設のための開発行為も同様です。                                |
| Q6         | 休止と廃止の違いは何ですか。                                                                                              |
| A6         | 施設の再開の意思がある場合は休止、再開の意思がない場合は廃止となります。                                                                        |
| Q7         | 廃止の届出について、都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要ですか。                                                                   |
| A7         | 誘導施設の立地状況や誘導施設を有する建築物の状況を把握し、都市機能の誘導を推進するための制度となっているため、届出が必要です。                                             |

|    |                                                                       |
|----|-----------------------------------------------------------------------|
| Q8 | 誘導施設を廃止（休止）しますが、別事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用することが決まっている場合にも届出が必要ですか。          |
| A8 | 届出が必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後の使用について決まっている場合は記載してください。 |
| Q9 | 休止の届出が必要になる休止期間はどれくらいですか。また、施設の建て替えや改装等で休止する場合にも届出が必要ですか。             |
| A9 | 3 カ月以上休止する場合は届出が必要となります。建て替えや改装等についても 3 カ月以上休止する場合には届出が必要です。          |

|                             |                                                                             |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| <b>【3】 届出の対象となる誘導施設について</b> |                                                                             |
| Q1                          | 一部に誘導施設を含む複合施設は対象になりますか。                                                    |
| A1                          | 一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。                                                     |
| Q2                          | 誘導施設の設定に位置付けのない施設については届出の必要はありませんか。                                         |
| A2                          | 必要ありません。                                                                    |
| Q3                          | 1 つの建物で複数の誘導施設を有する建築物を建築する場合、届出はそれぞれの施設毎に必要ですか。                             |
| A3                          | 誘導施設が1 つの建築物に集約されている場合は、届出は1 つで結構です。ただし、建築物の用途の欄に届出対象となる全ての誘導施設名の記載をお願いします。 |
| Q4                          | ホテルは届出の対象になりますか。                                                            |
| A4                          | 宴会場などを備え、「一般住民が利用できるホール・会議室を有する施設」に該当する場合は、「コミュニティ施設・公民館」として届出の対象になります。     |
| Q5                          | 子どもの一時預かり施設や企業等が設置する従業員専用の保育所は届出の対象になりますか。                                  |
| A5                          | どちらも届出対象になりません。ただし、一時預かり施設については国の支援対象になる場合があり、誘導区域内への立地を奨励しています。            |
| Q6                          | コンビニエンスストアやドラッグストアは届出対象になりますか。                                              |
| A6                          | 店舗面積が 1000 ㎡を超える場合は、商業機能の「スーパー等」に該当するため、届出が必要です。                            |

|                      |                                                                            |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <b>【4】 届出の書類について</b> |                                                                            |
| Q1                   | 届出書や必要書類等はどこで入手できますか。                                                      |
| A1                   | 市原市役所ホームページ上の「市原市立地適正化計画に伴う届出制度」にてダウンロードできます。また、拠点形成課（第1庁舎3階）の窓口でも配布しています。 |
| Q2                   | 届出書は何部必要ですか。                                                               |
| A2                   | 1 部提出してください。                                                               |
| Q3                   | 届出書の建築物の用途とは何を記載すればよいですか。                                                  |

|    |                                                             |
|----|-------------------------------------------------------------|
| A3 | 都市機能誘導については誘導施設名を、居住誘導については建築確認と同様の用途（専用住宅、共同住宅等）を記載してください。 |
| Q4 | 届出書の地目、面積は何に基づき記載すればよいですか。                                  |
| A4 | 地目については登記簿、面積については実測に基づき記載してください。                           |

|            |                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <b>【5】</b> | <b>届出の期日について</b>                                                          |
| Q1         | 届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか。                                           |
| A1         | 届出に係る事項（添付図書の内容を含む）に変更が生じた場合には、変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式による届出が必要です。        |
| Q2         | 開発許可申請や確認申請との提出の前後関係は、どのようにすればよいですか。                                      |
| A2         | 法令上は前後関係の定めはありません。ただし、届出の主旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や確認申請等に先立ち相談、提出をお願いします。 |

|            |                                                                                                                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【6】</b> | <b>その他全般について</b>                                                                                                                                          |
| Q1         | この届出により、計画の修正を求められることがありますか。<br>また、届出後に何か書類の通知はありますか。                                                                                                     |
| A1         | 必要な記載事項や添付書類等が揃っていれば、基本的には正本一部の受理をもって手続は完了ですので、書面による通知等はありません。<br>ただし、必要がある場合（誘導を図る上で支障があると認められる場合）のみ、届出者に対し勧告を行うことがあります。（法第88条第3項、法第108条第3項、法第108条の2第2項） |
| Q2         | 都市機能誘導区域外には誘導施設に位置付けられた施設は立地できなくなりますか。                                                                                                                    |
| A2         | 都市機能誘導区域を設定することにより、都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する場合は、届出の対象となりますが、建築そのものが禁止されるものではありません。<br>都市機能誘導区域内に施設を立地する際は、様々な支援策を受けられる場合があるなどのメリットがあります。                        |
| Q3         | 届出に関する罰則はありますか。                                                                                                                                           |
| A3         | 届出をしないで又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合、法第130条に基づき罰金に処せられる場合があります。<br>なお、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出について罰則等はありません。                                                      |

市原市立地適正化計画 届出の手引き

平成30年3月 初版発行

平成30年7月 第二版発行

---

**届出・問い合わせ先**

〒290-8501

市原市国分寺台中央1丁目1番地1

市原市役所 第1庁舎3階

市原市 都市部 拠点形成課

TEL: 0436-23-7244

E-mail: kyoten@city.ichihara.lg.jp